

日永浄化センターほか47施設包括的民間委託

運転管理要項

令和9年4月

四日市市上下水道局

目 次

運転管理要項名称	ページ
浄化センター運転管理要項	3～
中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項	6～
小規模中継ポンプ場運転管理要項	8～
雨水ポンプ場運転管理要項	12～
地下ポンプ場運転管理要項	13～
合流改善用滞水池（橋北滞水池及び納屋滞水池除く）及びその他施設運転管理要項	14～

浄化センター運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 浄化センター運転管理要項は、日永浄化センター第2系統（汚泥処理）、第3系統、第4系統（分水人孔含む）にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位) (参考)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため処理場流入管渠の水位は低水位で運転すること。

(予備機の運転)

第3条 予備機は、機器の保安全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(運転操作に係る指標)

第4条 処理場からの放流水は、水質汚濁防止法、下水道法、及びそれらの関係法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

表1 悪臭の目標基準値

項目	基準値 (ppm)	臭気指数
アンモニア	1.0 以下	第2系統 15 (第2種区域) 第3系統 18 (第3種区域) 第4系統 18 (第3種区域)
メチルメルカプタン	0.002 以下	
硫化水素	0.02 以下	
硫化メチル	0.01 以下	
二硫化メチル	0.009 以下	

表2 騒音の目標基準値

施設名	時間区分	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	朝 夕 (午前6時から午前8時まで 及び午後7時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第2系統	第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下

表3 振動の目標基準値

時間区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 4 悪臭・騒音・振動に係る苦情が発生した場合は、速やかに応急措置を講じること。
- 5 脱水機の運転は、毎日の汚泥量を考慮して適正運転に努めること。また、脱水汚泥の外部搬出に関しては、外部搬出業者と連携し、滞りなく行うこと。
- 6 施設の運転に当たっては、効率よく運転管理を行うとともに、その運営は監督職員と打合せの上、無駄な経費がかからないようにする。特に、契約電力は電力会社との需給契約により定められているので遵守しなければならない。運用上、契約電力を超過する場合は監督職員と協議すること。

(保守点検)

第5条 DO 計、MLSS 計、UV 計、ORP 計、pH 計に係る保守点検については、要求水準書別紙3-9に基づくものとする。

(臭気対策)

第6条 臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

第2章 系統ごとの運転管理要項

(日永浄化センター第2系統(汚泥処理))

第1条 日永浄化センター第2系統においては、汚泥処理及びポンプ場等の遠方監視制御装置に関する項目のみを適用する。汚泥処理設備は、以下の設備とする。

- | | |
|--|----|
| (1) 汚泥貯留槽設備 | 一式 |
| (2) 汚泥脱水設備 | 一式 |
| (3) 汚泥濃縮設備 | 一式 |
| (4) 脱臭設備(汚泥処理用) | 一式 |
| (5) 上記に付帯する計装設備、監視制御設備、土木施設、建築施設及び建築設備 | 一式 |

2 日永浄化センター第2系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
処 理 能 力	35,300m ³ /日	
流 入 予 定 水 質	BOD 140mg/l SS 110mg/l COD 90mg/l	
設計目標処理水質	BOD 15mg/l SS 30mg/l COD 20mg/l	
除 去 率	BOD 89.3% SS 72.7% COD 77.8%	
計 画 放 流 水 質	BOD 15mg/l SS 40mg/l	
水 処 理 方 式	標準活性汚泥法	
汚 泥 処 理 方 法	重力濃縮法+遠心脱水機法+脱水ケーキ	

(日永浄化センター第3系統)

第2条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。

- 2 委託者が指定する場所へのし渣の収集運搬を行うこと。
- 3 需要設備における、電力会社と連携したデマンドレスポンス契約を検討すること。
- 4 施設内の清掃等環境整備については、以下の事項に留意すること。
 - (1) 日常行う清掃のほか、大掃除を6か月以内ごとに1回、定期的に行うこと。
 - (2) ねずみ、昆虫等の発生場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - (3) 日永浄化センター第3系統進入路(笹川通り～日永浄化センター第3系統正門)の道路状況について、3か月に1回の頻度で目視点検を実施し、通行障害について記録し報告すること。

5 日永浄化センター第3系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
処 理 能 力	32,400m ³ /日	
流 入 予 定 水 質	BOD 190mg/l SS 150mg/l COD 110mg/l	
設計目標処理水質	BOD 15mg/l SS 30mg/l COD 20mg/l	
除 去 率	BOD 92.1% SS 80.0% COD 81.8%	
計 画 放 流 水 質	BOD 15mg/l SS 40mg/l	
水 処 理 方 式	標準活性汚泥法	
汚 泥 処 理 方 法	重力濃縮法・機械濃縮法+遠心脱水機法+脱水ケーキ	

(日永浄化センター第4系統(分水人孔含む))

第3条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協

議し、変更時には報告を行うこと。

- 2 委託者が指定する場所へのし渣の収集運搬を行うこと。
- 3 沈砂の搬出時の立会い及び機器操作を行うこと。
- 4 場内雨水排水管路（J R線路横断管）の点検として毎年4月から6月の期間に、管や柵の閉塞状況の確認を実施するものとする。閉塞が認められる場合は、直ちに委託者へ連絡するものとする。なお、点検を実施する際は、J R敷地内へ立入る必要があるため、事前に東海旅客鉄道株式会社へ受託者が連絡し、承諾を得るものとする。
- 5 施設内の清掃等環境整備については、以下の事項に留意すること。
 - （1）日常行う清掃のほか、大掃除を6か月以内ごとに1回、定期的に行うこと。
 - （2）ねずみ、昆虫等の発生場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期に統一的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - （3）第4系統西側の三菱ガス化学との敷地境界にある側溝清掃及び除草業務を行うこと。なお、作業時には、受託者が三菱ガス化学の許可を得ること。
 - （4）第4系統西側進入路（三菱ガス化学西側スロープ）における門扉の施錠管理及びスロープ周辺の清掃・除草を行うこと。
- 6 日永浄化センター第4系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
処 理 能 力	24,400m ³ /日	
流 入 予 定 水 質	BOD 180mg/l SS 130mg/l COD 90mg/l T-N 35mg/l T-P 3.5mg/l	
設計目標処理水質	BOD 15mg/l SS 30mg/l COD 8.1mg/l T-N 7.0mg/l T-P 0.66mg/l	
除 去 率	BOD 91.7% SS 76.9% COD 91% T-N 80% T-P 81.1%	
計 画 放 流 水 質	BOD 15mg/l SS 40mg/l T-N 20mg/l T-P 2.0mg/l	
水 処 理 方 式	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	
汚 泥 処 理 方 法 (第3系統にて)	重力濃縮・機械濃縮→機械脱水	第3系統の汚泥棟にて脱水

中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項

第1章 共通事項

（適用）

第1条 中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項は、橋北ポンプ場、納屋ポンプ場、阿瀬知ポンプ場、常磐ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

（汚水・雨水ポンプの運転）

第2条 汚水及び雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、委託者の指示に応じて対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。

2 非常時の雨水排水におけるポンプ場の運転にあつては、降雨の状況により、自動運転から手動運転にモード変更し、ポンプ場での水位上昇を防ぐ運転操作を行うこと。

3 下水管渠からの溢流事故を防止するため管渠の水位は低水位で運転すること。

（予備機の運転）

第3条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

（運転操作監視）

第4条 通常時にあつては、原則として、各ポンプ場の運転操作及び監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、非常時にあつては、現地で運転管理を行うこと。

（沈砂池の除砂）

第5条 沈砂池に堆積した砂については、堆積状況により適時、沈砂掻揚機により除去すること。

（その他）

第6条 雨天時放流時に自動採水器での採水を行う。なお、採水にあたっては、国土交通省「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」を参照し、各雨水吐口からの汚濁負荷量について記録し報告すること。（日永浄化センター第2系統からの雨天時放流水も含む）

2 雨天時には必要に応じて、施設への雨水侵入を防ぐ対策を講じること。

3 施設の運用にあたっては、騒音、振動、排煙、濁水、水位、臭気等を考慮した運用を行うものとし、近隣住民へ細心の配慮をすること。

第2章 機場ごとの運転管理要項

(橋北ポンプ場)

第1条 以下の事項について留意すること。

(1) 臭気対策として、下記内容を実施すること。

ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

イ 雨天時以外の日は原則、沈砂池を空にして、合流式下水道改善に努めること。

(納屋ポンプ場)

第2条 以下の事項について留意すること。

(1) 施設内の清掃等環境整備として、納屋ポンプ場併設の公園内環境整備も併せて行うこと。

(2) 臭気対策として、下記内容を実施すること。

ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

イ 雨天時以外の日は原則、雨水沈砂池を空にして、合流式下水道改善に努めること。

(3) 納屋ポンプ場内に設置してある納屋作業所内の目視点検を1ヶ月に1回実施すること。

(4) 場内西側は、地域行事のときに地元自治会へ駐車場として貸与するので、人の出入りには留意すること。

(阿瀬知ポンプ場)

第3条 以下の事項について留意すること。

(1) 臭気対策として、下記内容を実施すること。

ア 沈砂池等からの臭気については、降雨時または降雨が予想される場合を除き、沈砂池に水を張る等の対策を行い、臭気の流出を最小限に留めるように努めること。

(2) 他機場から持ち込まれるし渣及び沈砂に関して、場内コンテナで清掃し沈砂池へ流入させ、阿瀬知ポンプ場の沈砂及びし渣として処理すること。なお、阿瀬知ポンプ場の運用に支障をきたす場合は、委託者と協議を行うこと。

(常磐ポンプ場)

第4条 以下の事項について留意すること。

(1) 臭気対策として、下記内容を実施すること。

ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

イ 雨水ポンプ設備が稼働した次の日は、沈砂池の状況（堆積物等）を注視して、合流式下水道の改善に努めること。

ウ 雨水ポンプ井内の水が腐敗のおそれがある場合は、落合川から水を取り入れることによりポンプ井の水の入れ替えを行うこと。

(2) 津波警報、大津波警報が発表された場合は、受託者は人命の安全を最優先とし、常磐ポンプ場及び落合川端末スルースゲートの樋門閉鎖を行う。閉鎖にあたっては、津波到達予想時刻を確認してから迅速に閉鎖するものとする。ただし、津波到達予想時刻までに閉鎖操作の完了が困難と判断される場合は、操作を中止し、速やかに安全な場所へ避難することを優先するものとする。

小規模中継ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 小規模中継ポンプ場運転管理要項は、智積汚水中継ポンプ場、高砂ポンプ場（污水）、中央ポンプ場（中央マンホールポンプ場含む）、泊汚水中継ポンプ場、采女汚水中継ポンプ場、南部第1中継ポンプ場、南部第2中継ポンプ場、海山道汚水中継ポンプ場、波木汚水中継ポンプ場、磯津中継ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

(污水ポンプの運転)

第2条 污水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、委託者の指示に応じて対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。

2 下水管渠からの溢流事故を防止するため管渠の水位は低水位で運転すること。

(予備機の運転)

第3条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(運転操作監視)

第4条 通常時にあっては、原則として、各ポンプ場の運転操作及び監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、非常時にあっては、現地で運転管理を行うこと。

2 目標基準として、悪臭について以下の表1、2の目標基準を遵守すること。なお、目標基準を満足できなかった場合、受託者は速やかに原因を分析し、改善計画（未達要因の整理、改善内容及び実施時期、再発防止策）を提出すること。

3 悪臭・騒音・振動に係る苦情が発生した場合は、速やかに応急措置を講じること。

表1 悪臭に係る目標基準（特定悪臭物質濃度規制）

施設名及び所在地	項目	目標基準（ppm）
智積汚水中継ポンプ場 智積町菅原 3199-1 (市街化調整区域)	アンモニア	1.0 以下
	メチルメルカプタン	0.002 以下
	硫化水素	0.02 以下
	硫化メチル	0.01 以下
	二硫化メチル	0.009 以下

※敷地境界線の地表における規制基準

※脱臭装置の設計に用いる5物質を対象とする。

表 2 悪臭に係る目標基準（臭気指数規制）

施設名	所在地	用途地域	区域種別	臭気指数
				目標基準
高砂ポンプ場	尾上町 20-4	工業地域	第 3 種区域	18
中央ポンプ場	日永東一丁目 3-1	準工業地域	第 2 種区域	15
新中央ポンプ場	日永東一丁目 3-1	準工業地域	第 2 種区域	15
泊污水中継ポンプ場	泊小柳町 2-16	近隣商業地域	第 2 種区域	15
采女污水中継ポンプ場	采女町 1846	準住居地域	第 1 種区域	12
南部第 1 中継ポンプ場	松泉町 1	準工業地域	第 2 種区域	15
南部第 2 中継ポンプ場	宮東町二丁目 60	準工業地域	第 2 種区域	15
海山道污水中継ポンプ場	海山道町三丁目 117-2	第 2 種住居地域	第 1 種区域	12
波木污水中継ポンプ場	波木町加登美 800-1	第 1 種住居地域	第 1 種区域	12
磯津中継ポンプ場	大字塩浜 3053-2	第 2 種住居地域	第 1 種区域	12

※敷地境界線の地表における規制基準

（臭気対策）

第 5 条 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

第2章 機場ごとの運転管理要項

(智積污水中継ポンプ場)

第1条 以下の事項について留意すること。

- (1) 沈砂池に堆積した砂については、除塵機の故障の原因となるため、堆積状況に注意すること。

(高砂ポンプ場(污水))

第2条 以下の事項について留意すること。

- (1) 沈砂池に流入する污水の性質は油分を多く含んでいるため、流入状況に注意すること。

(中央ポンプ場(中央マンホールポンプ場含む))

第3条 以下の事項について留意すること。

- (1) 中央マンホールポンプ場の運転監視は、クラウド監視システムにより日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 揚水ポンプについては、ポンプ井水位による自動運転とする。
- (3) 沈砂池に堆積した除砂については、沈砂池の揚砂ポンプの運転を手動で行い、運転は2日に1回程度とする。
- (4) 中央ポンプ場及び中央マンホールポンプ場は、中央緑地公園敷地内にあるため、車両乗り入れ時等の出入りの際は、十分に公園利用者等に留意すること。
- (5) 中央緑地公園内の車両通行にあたり、公園緑政課の許可を得るために必要な資料の作成を行うこと。

(泊污水中継ポンプ場)

第4条 以下の事項について留意すること。

- (1) 沈砂池に堆積した砂については除塵機の故障の原因となるため、堆積状況に注意すること。

(南部第2污水中継ポンプ場)

第5条 以下の事項について留意すること。

- (1) 流入物にはし渣が多いため、定期的に除塵機を手動で運用し、し渣を除去すること。

(海山道污水中継ポンプ場)

第6条 以下の事項について留意すること。

- (1) クラウド監視システムにより日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。

(波木污水中継ポンプ場)

第7条 以下の事項について留意すること。

- (1) 発電機を運転する際は、運転時の排ガスが火災によるものと誤解される恐れがあるため、当該機器の運転中であることを示し、近隣住民に配慮すること。

(磯津中継ポンプ場(磯津真空下水道付帯装置含む))

第8条 以下の事項について留意すること。

- (1) 磯津中継ポンプ場は、令和8-9年度に機械設備及び電気設備の大規模な更新を予定しているため、工事施工時は、委託者に協力するとともに、運転管理方法等について委託者と協議を行うこと。
- (2) 磯津中継ポンプ場は、上記の更新工事が完了するまでの間、遠方監視先である雨池ポンプ場の保守運転管理業者(株式会社四日市市生活環境公社)からの通報、地域住民からの通報により異常通報された場合の対応を行うこと。なお、改築工事完了後における監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うこと。
- (3) 磯津真空下水道付帯装置に関しては、クラウド監視システムにより日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (4) 真空弁故障通報装置親局設置施設は磯津第1ポンプ場、磯津第2ポンプ場の場内に設置

されているため、点検等で入場する際は事前に受託者が、当該ポンプ場の保守運転管理者（株式会社四日市市生活環境公社）の担当者と日時等の調整を行うこと。

（５）真空弁の点検を行う際は、真空弁ユニットにとりつけたままで真空弁の作動、コントローラの機能、ホースの緩み等の点検を行うこと。また、作業は、二人一組で実施することを原則とし、交通誘導等を行い、安全を確保すること。

（６）保守点検基準に記載の保守点検使用材料の調達、適宜交換を行うこと。

（采女污水中継ポンプ場、南部第１污水中継ポンプ場）

第９条 特に施設特有の留意事項 等はないが、他施設と同様に契約書等に基づき、適切に維持管理を実施すること。

雨水ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 雨水ポンプ場運転管理要項は、高砂ポンプ場（雨水）及び朝日町ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

(雨水ポンプの運転)

第2条 雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。なお、非常時の雨水排水におけるポンプ場の運転にあつては、降雨の状況により、自動運転から手動運転にモード変更し、ポンプ場での水位上昇を防ぐ運転操作を行うこと。

2 下水管渠からの溢流事故を防止するため管渠の水位は低水位で運転すること。

(予備機の運転)

第3条 予備機は、機器の保安全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(運転操作監視)

第4条 通常時にあつては、原則として、各ポンプ場の運転操作及び監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、非常時には、必要に応じて現地で運転管理を行うこと。

第2章 機場ごとの運転管理要項

(朝日町ポンプ場)

第1条 以下の事項について留意すること。

(1) 津波警報、大津波警報が発令された場合は、受託者は人命の安全を最優先とし、朝日町ポンプ場に併設するスルースゲートの閉鎖を行う。閉鎖にあたっては、津波到達予想時刻を確認してから迅速に閉鎖するものとする。ただし、津波到達予想時刻までに閉鎖操作の完了が困難と判断される場合は、操作を中止し、速やかに安全な場所へ避難することを優先するものとする。

(2) 潮汐に留意し、自然流下を効果的に用いた運転を行うこと。

(3) 非常用発電機の試運転を実施する際は、排気ガスが隣接企業へ回り込むため、隣接企業への連絡を受託者が行うこと。また、定期の試運転については、日曜日や祝祭日等の工場不稼働日に実施するよう努めること。

(高砂ポンプ場)

第2条 特に施設特有の留意事項等はないが、他施設と同様に契約書等に基づき、適切に維持管理を実施すること。

地下ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 地下ポンプ場運転管理要項は、富田浜元地下ポンプ場、富田浜元第2地下ポンプ場、富田浜地下ポンプ場、富田浜第2地下ポンプ場、茂福北村地下ポンプ場、三滝通り第1, 2地下ポンプ場、本町地下ポンプ場、浜田地下ポンプ場、八剣地下ポンプ場、新正地下ポンプ場、大井の川地下ポンプ場、塩浜地下道地下ポンプ場、磯津第3, 6地下ポンプ場、小倉新田地下ポンプ場、吉崎地下ポンプ場、富田浜元町28区画地下ポンプ場、安島地下ポンプ場、納屋運河地下ポンプ場の運転にかかる基本項目を定めるものである。

(雨水ポンプの運転)

第2条 雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。

2 下水管渠からの溢流事故を防止するためポンプ場流入管渠の水位は低水位で運転すること。

(運転監視)

第3条 運転監視は、本条第3項及び4項に記載の施設を除き、原則として、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。

2 非常通報装置やクラウド監視システム、電力会社のメールサービス等で停電の情報を得ることとし、停電が発生した場合には、速やかに現地確認を行い、非常用発電機の設置や運転等の必要な措置を実施すること。

3 富田浜元第2地下ポンプ場、八剣地下ポンプ場、新正地下ポンプ場、大井の川地下ポンプ場、小倉新田地下ポンプ場、吉崎地下ポンプ場、納屋運河地下ポンプ場については、クラウド監視システムによる監視を行うものとする。

4 三滝通り第1, 2地下ポンプ場における運転操作及び監視は、日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。

(その他)

第4条 大雨警報の発表または台風の接近時には、各施設の巡回点検及びゴミの清掃を行うこと。

2 ポンプピット及びスクリーンの必要に応じた清掃を行うこと。

3 作業は、二人一組で実施することを原則とし、交通誘導等を行い、安全を確保すること。

第2章 機場ごとの運転管理要項

(三滝通り第1, 2地下ポンプ場)

第1条 以下の事項について留意すること。

(1) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。

(2) イベント開催時には、ピット上部の立入禁止措置、電気室出入口の養生等を行うこと。

(富田浜地下ポンプ場)

第2条 以下の事項について留意すること。

(1) 当該施設はポンプの運用は休止しているが、鋼製蓋を含む躯体や制御盤等の状態確認を行うこと。

(第2章第1条から第2条に記載以外の施設)

第3条 特に施設特有の留意事項等はないが、他施設と同様に契約書等に基づき、適切に維持管理を実施すること。

合流改善用滞水池（橋北滞水池及び納屋滞水池除く）及びその他施設運転管理要項

第1章 共通事項

（適用）

第1条 合流改善用滞水池（橋北滞水池及び納屋滞水池除く）及びその他施設運転管理要項は、阿瀬知・常磐貯留管排水施設、諏訪公園雨水調整池、中央通り貯留管排水施設、富田二丁目雨水調整池、富田四丁目雨水調整池、別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池、阿瀬知雨水1号幹線排水施設、浜田通り貯留管排水施設の運転にかかる基本項目を定めるものである。

（揚水ポンプ・雨水ポンプの運転）

第2条 揚水ポンプまたは雨水ポンプの運転はポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行うこと。

- 2 下水管渠からの溢流事故を防止するため貯留容量を最大限確保する運転を行うこと。
- 3 台風接近時等の降雨が予想される場合は、手動運転にてポンプ運転を行い降雨に備えること。
- 4 沈砂が集積しないよう適切にポンプの運転を実施すること。

（予備機の運転）

第3条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

（運転監視）

第4条 阿瀬知・常磐貯留管排水施設、中央通り貯留管排水施設、阿瀬知雨水1号幹線排水施設、浜田通り貯留管排水施設に関しては、日永浄化センター第2系統監視室で運転操作監視を行うものとする。

- 2 富田二丁目雨水調整池、富田四丁目雨水調整池、別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池の運転監視は、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で監視を行うものとする。（諏訪公園雨水調整池については、第2章第2条による）

（その他）

第5条 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

第2章 機場ごとの運転管理要項

(阿瀬知・常磐貯留管排水施設)

第1条 以下の事項について留意すること。

(1) 点検時は点検口（マンホール）の前後に交通誘導員を配置すること。

(諏訪公園雨水調整池)

第2条 以下の事項について留意すること。

(1) 当該施設は、令和8－10年度に電気設備の大規模な改築を予定しているため、工事施工時は、委託者に協力するとともに、運転管理方法等について委託者と協議を行うこと。

(2) 当該施設は、電気設備の改築工事が完了するまでの間、遠方操作はできないため、監視業務を日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。なお、改築工事完了後における運転操作及び監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うこと。

(3) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。

(中央通り貯留管排水施設)

第3条 以下の事項について留意すること。

(1) 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とするが、放流先の阿瀬知2号幹線の水位が、一定水位以下の場合に運転するものとする。

(富田二丁目雨水調整池、富田四丁目雨水調整池、別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池、阿瀬知雨水1号幹線排水施設、浜田通り貯留管排水施設)

第4条 特に施設特有の留意事項等はないが、他施設と同様に契約書等に基づき、適切に維持管理を実施すること。